

公害防止管理者の選任等について 大気関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



大気関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○ばい煙発生施設の確認

大気汚染防止法のばい煙発生施設の中で、同法施行令別表第1のうち、同表の13の項に掲げる施設(焼却炉等)以外の、いずれかの施設がある。



大気関係の公害防止管理者の選任の必要なし



○有害物質使用の確認

大気汚染防止法のばい煙発生施設の中で、同法施行令別表第1のうち、九の項(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗けいふつ化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)

一四の項から二六の項に該当する施設がある。



○排出ガス量の確認

ばい煙発生施設から排出される排出ガスの合計が4万 m³N/h 以上である
(排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿り)の合計)



○排出ガス量の確認

ばい煙発生施設から排出される排出ガスの合計が4万 m³N/h 以上である
(排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿り)の合計)



【公害防止管理者の種類】
大気関係第1種
【必要な資格者の種類】
大気関係第1種有資格者



【公害防止管理者の種類】
大気関係第2種
【必要な資格者の種類】
大気関係第1または2種有資格者

【公害防止管理者の種類】
大気関係第3種
【必要な資格者の種類】
大気関係第1または3種有資格者



大気関係の公害防止管理者の選任の必要なし



ばい煙発生施設から排出される排出ガスの合計が4万 m³N/h 未満~1万 m³N/h 以上である
(排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿り)の合計)



【公害防止管理者の種類】
大気関係第4種
【必要な資格者の種類】
大気関係第1~4種有資格者

公害防止管理者の選任等について 特定粉じん関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



特定粉じん関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○石綿使用の確認

大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設がある。



特定粉じん関係の公害防止管理者の選任の必要なし



【公害防止管理者の種類】

特定粉じん関係

【必要な資格者の種類】

大気関係第1～4種有資格者

または

特定粉じん関係有資格者

公害防止管理者の選任等について 一般粉じん関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



特定粉じん関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○粉じん発生施設の確認

大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん発生施設がある。



特定粉じん関係の公害防止管理者の選任の必要なし



【公害防止管理者の種類】

一般粉じん関係

【必要な資格者の種類】

大気関係第1～4種有資格者

または

特定粉じん関係有資格者

または

一般粉じん関係有資格者